

第3回 緑の基本計画検討部会（京都市都市緑化審議会）

配付資料一覧

1 次第

2 委員名簿

資料1

3 座席表

資料2

4 説明資料

資料3

5 関係法令等

資料4

- ・京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）
及び京都市都市緑化審議会規則
- ・都市緑地法（抄）

第3回 緑の基本計画検討部会

次第

日 時 令和6年11月1日（金）午後2時00分～午後4時00分

場 所 京都市役所分庁舎4階 第一会議室

次 第

1	開 会	永田みどり政策推進室長
---	-----	-------------

2	審 議	
---	-----	--

・将来像、目標・指標、具体的施策の方向性の案

3	閉 会	朝山事業促進担当部長
---	-----	------------

京都市都市緑化審議会

緑の基本計画検討部会 委員名簿

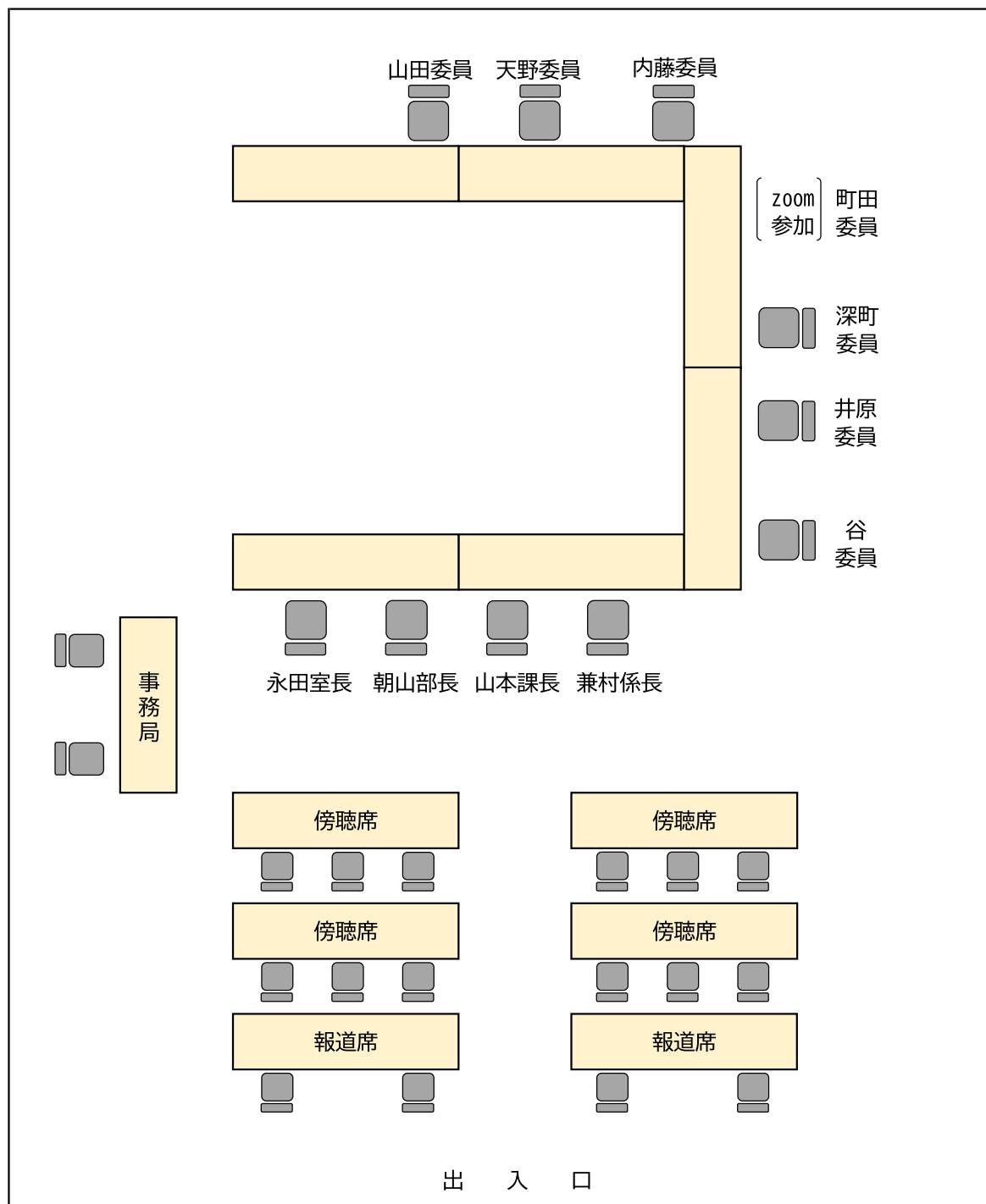
(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属 等 ※
あまの はるみ 天野 晴美	京都府私立幼稚園PTA連合会 参与
いはら ゆかり 井原 縁	奈良県立大学地域創造学部 教授
たに ともこ 谷 萌子	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会 代表者会議代表者
ないとう ひかり 内藤 光里	市民公募委員
ふかまち かっえ 深町 加津枝	京都大学大学院 地球環境学堂地球親和技術学廊 准教授
まちだ まこと 町田 誠	一般財団法人公園財団 常務理事
やまだ とよひさ 山田 豊久	一般社団法人京都造園建設業協会 会長

※ 令和6年10月末時点

第3回 緑の基本計画検討部会
(令和6年11月1日 午後2時～4時)

座席表
(於:京都市役所分庁舎 第一会議室)



第3回 緑の基本計画検討部会

説明資料

<2024.11.01 京都市都市緑化審議会 緑の基本計画検討部会>

目次

スケジュール

計画の概要

計画のフレーム

みどりのはたらき

みどりの展望

施策の方向性

指標

素案全体

決定事項

下案の決定

案

案

案

案

目次

スケジュール

計画の概要

計画のフレーム

みどりのはたらき

みどりの展望

施策の方向性

指標

素案全体

決定事項

下案の決定

案

案

案

案

3

スケジュール

2024(R6)年度の予定

2024.06.10 審議会
諮問

済

2024.06.17 部会①
基本理念・将来像・基本方針・目標の方向性

済

2024.09.03 審議会
理念・方針等の審議

済

2024.07.22 部会②
- 基本理念・基本方針の案文
- 将来像・目標・紙面の方向性

済

2025春頃 審議会
素案全体の審議

2024.11.01 部会③
将来像、目標、具体的施策の方向性の案

本日

2025.01 部会④
素案全体の審議

2024年度末頃
素案の完成

2025年度中に市民意見を募集・素案に反映し、答申予定

4

目次

スケジュール

計画の概要

計画のフレーム

みどりのはたらき

みどりの展望

施策の方向性

指標

素案全体

決定事項

下案の決定

案

案

案

案

5

計画の概要

■ 次期「みどりの基本計画」の概要

point ひらがなの「みどり」

根拠法	都市緑地法
本市での上位計画等	世界文化自由都市宣言、長期ビジョン(仮称)
対象地域	市域全域 point 都市計画区域外(京北地域等)も含む … 主な対象区域は都市計画区域
対象とする「みどり」	あらゆる「みどり」 …原生的/二次的、私的/公共の別や、面積の大小を問わない
計画期間	検討中(10年程度の想定) …長期ビジョン(仮称)の計画期間に配慮して決定
計画内容と実施主体	みどりの「保全」と「創出」の両輪を、多様な主体との連携により進める

6

(参考)用語の整理

以下のように用語を整理する

これまでの表現	変更案	変更理由
将来像	みどりの展望	将来のみどりの姿だけでなく、みどりの現況や魅力も伝えるため *今ある豊かなみどりの維持と質の向上に取り組み、後世に繋ぐことを示す
基本理念・基本方針	理念・方針	平易で分かりやすい言葉遣いとするため
具体的施策の方向性	施策の方向性	平易で分かりやすい言葉遣いとするため
目標・指標	指標	数値だけでなく、様々な指標の全体的な動向を目標とするため

7

目次

スケジュール

計画の概要

計画のフレーム

みどりのはたらき

みどりの展望

施策の方向性

指標

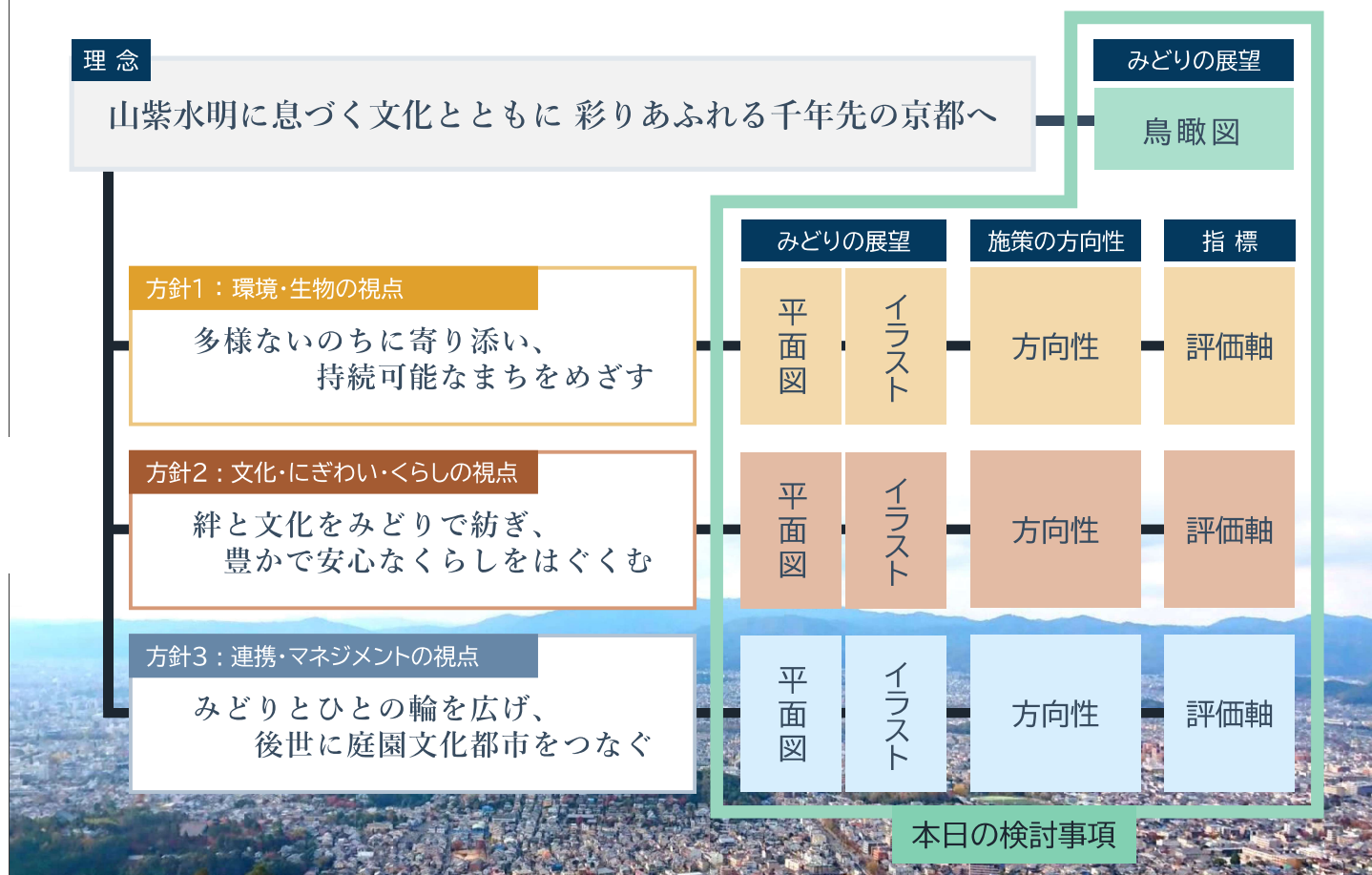
素案全体

決定事項

下案の決定

8

計画のフレーム



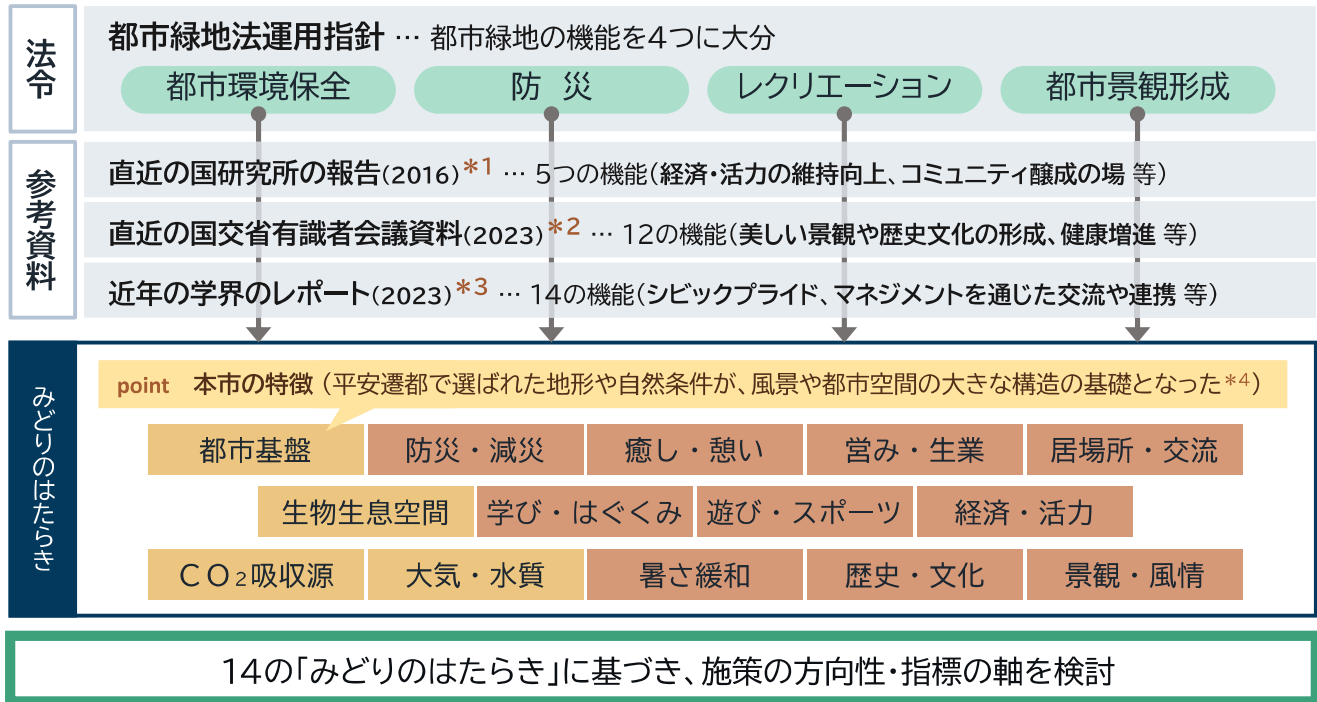
目次

スケジュール	決定事項	下案の決定
計画の概要		
計画のフレーム		
みどりのはたらき		
みどりの展望	案	
施策の方向性	案	
指標	案	
素案全体	案	

みどりのはたらき

みどりの展望、施策の方向性、指標の検討ために、「みどりのはたらき」を整理

point “みどりが有する機能”を分かりやすく表現

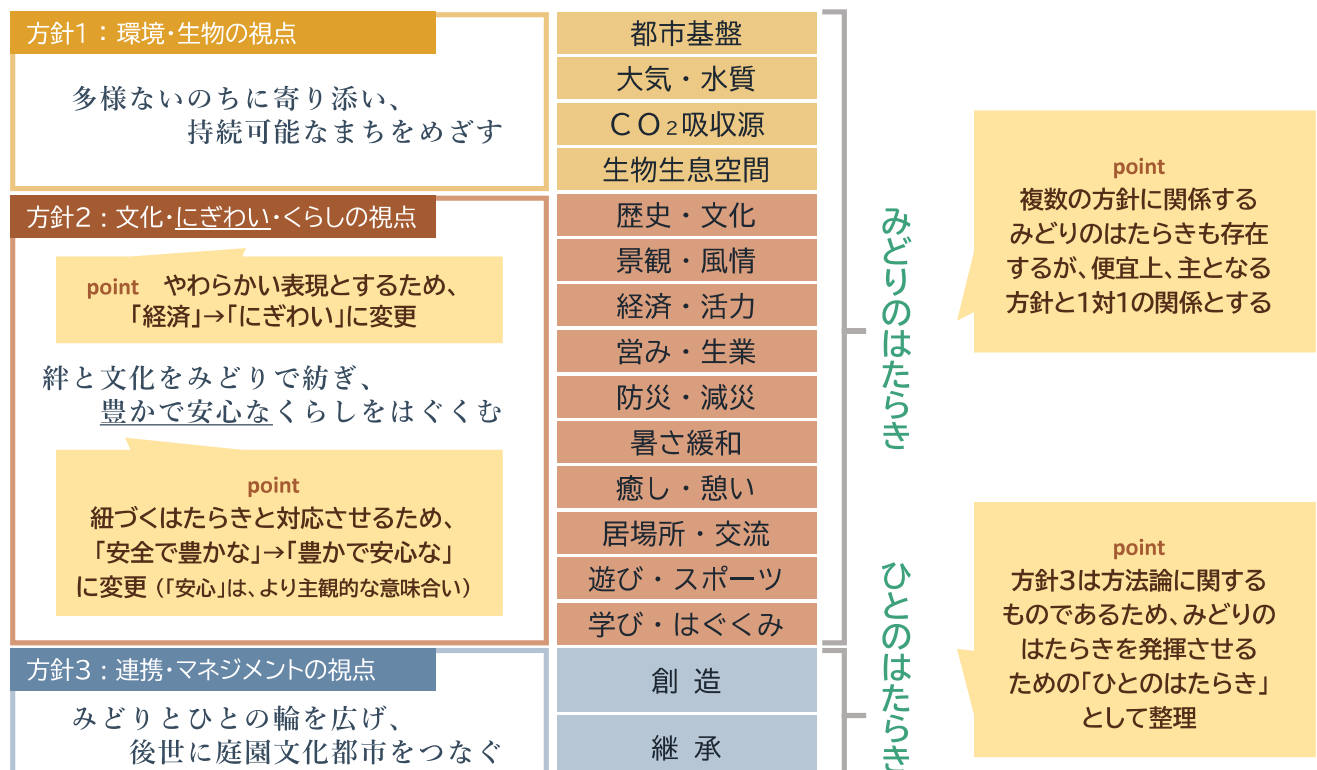


*1 国土交通省国土技術政策総合研究所「これからの社会を支える都市緑地計画の展望」<https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0914.htm>
 *2 民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会「中間とりまとめ～概要版～」https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001616875.pdf
 *3 土木学会「日本インフラの体力診断～公園緑地～」https://committees.jsce.or.jp/kikaku/system/files/2023ChekUP_ParkandGeen_2.pdf
 *4 京都市「京都の文化的景観 調査報告書」(2020)

11

みどりのはたらき

3つの方針と「みどりのはたらき」との対応関係については、以下のように位置付け



12

目次

スケジュール

計画の概要

計画のフレーム

みどりのはたらき

みどりの展望

案

施策の方向性

案

指標

案

素案全体

案

決定事項

下案の決定

13

計画のフレーム

理念

山紫水明に息づく文化とともに 彩りあふれる千年先の京都へ

みどりの展望

鳥瞰図

案

方針1：環境・生物の視点

多様ないのちに寄り添い、
持続可能なまちをめざす

方針2：文化・にぎわい・くらしの視点

絆と文化をみどりで紡ぎ、
豊かで安心な暮らしをはぐくむ

方針3：連携・マネジメントの視点

みどりとひとの輪を広げ、
後世に庭園文化都市をつなぐ

みどりの展望

平面図

イラスト

施策の方向性

方向性

指標

評価軸

平面図

イラスト

方向性

評価軸

平面図

イラスト

方向性

評価軸

案

みどりの展望

■ 3種の「みどりの展望」

鳥瞰図、平面図、イラストの3つのスケールを組み合わせる

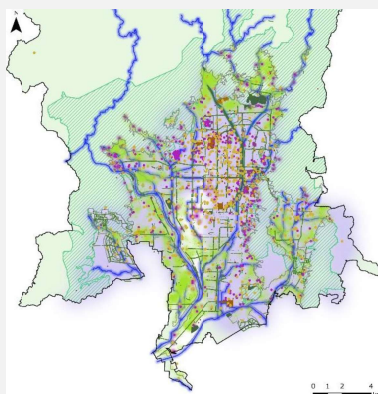
point

より分かりやすい表現に
(俯瞰図 → 鳥瞰図)
(イメージ図 → イラスト)

鳥瞰図



平面図



イラスト



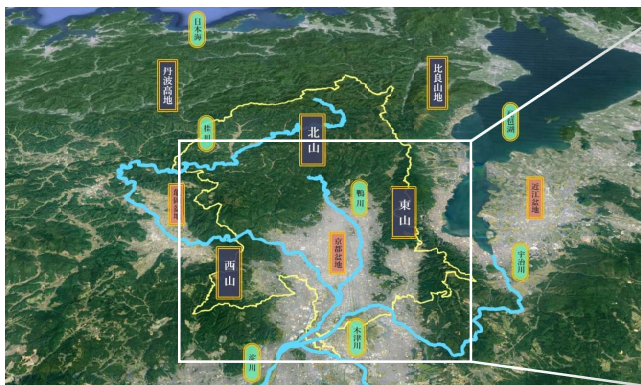
15

みどりの展望① 鳥瞰図

作成意図

鳥瞰図は、京都市のみどりの骨格や豊かさを伝えるための図とする

それぞれ異なる意図をもって、2パターン作成する



市域全域

「山河襟帯*」や「山紫水明」と評される京都市の骨格となるみどりの全体像を示す



市街地

歴史的なみどりと近代的なみどりが織りなす、まちなかのみどりを示す

* 「山河襟帯(さんがんたい)」…山が襟のように取り囲み、川が帯のように流れること。桓武天皇による平安京遷都の勅に「此の国は山河襟帯にして、自然城をなす」とある。

16



* Google Earth 及び「国土数値情報(都市地域データ、河川データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>) を元に京都市作成



* Google Earth 及び「国土数値情報(都市地域データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>) を元に京都市作成

■ 吉田初三郎

- 明治17年(1884)、現在の京都市中京区に生まれる
- パノラマ風の観光案内図の製作を手がけ、独特の絵図は「初三郎式鳥瞰図」と呼ばれ、鉄道旅行の発達に伴う観光ブームの中で人気を博した



図. 京都(吉田初三郎作、1928年出版)

昭和3年に開催された大正記念大博覧会(京都市主催)の会場と名所案内を兼ねた京都の絵図。博覧会事務局発行。

* 京都府HP デジタル展覧会「京の鳥瞰図絵師 吉田初三郎」<https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryuu/tnn/tnn0914.htm>

平面図は、京都市(市街地部)のみどりの機能や、長所、課題を知るための図とする

3つの方針と視点に基づいて4つの要素に分類し、それぞれの様態を示す

方針1：環境・生物

多様なのちに寄り添い、
持続可能なまちをめざす

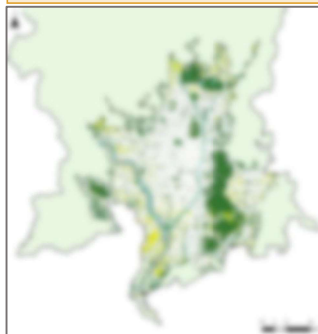
方針2：文化・にぎわい・くらし

絆と文化をみどりで紡ぎ、
豊かで安心なくらしをはぐくむ

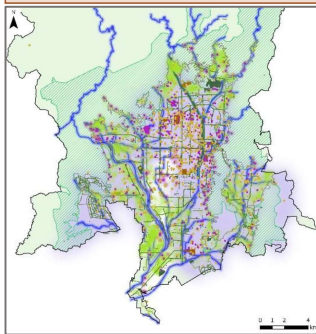
方針3：連携・マネジメント

みどりとひとの輪を広げ、
後世に庭園文化都市をつなぐ

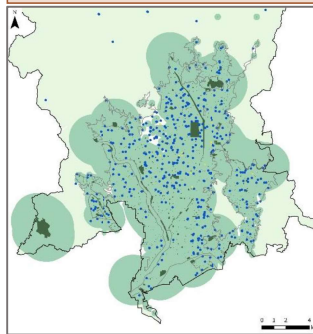
持続可能なまち



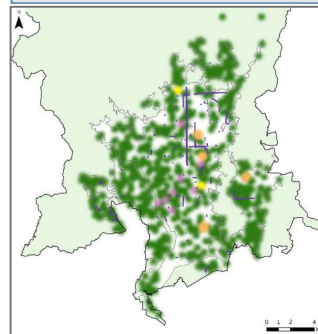
豊かなくらし



安心なくらし



みどりとひとの輪



案

本図の作成には衛星画像データを用いた
緑被分布調査の結果を使用しております。
衛星画像データの権利関係のため、
インターネット上での公表は差し控えます。

関連するみどりのはたらき

都市基盤

CO₂吸収源

大気・水質

生物生息空間

みどりのレイヤー(凡例)

- 緑地 (森林、樹木、草地等)
- 農地
- 裸地 (グラウンド、河川敷等)
- 水面

概況

- 都市計画区域外と市街化調整区域はほぼ森林(緑被)
- 山すそや市街地の南部エリアには、多くの緑地や農地がある
- 市街地内にも、小さな緑地が数多く分布している

*「国土数値情報(都市地域データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>) を元に京都市作成

21

案

関連するみどりのはたらき

歴史・文化

経済・活力

景観・風情

営み・生業

みどりのレイヤー(凡例)

- 社寺
- 博物館・美術館
- 保存樹・区民の誇りの木
- 街路樹
- 都市公園(総合・運動・広域)
- 生産緑地
- 京の庭
- 伝統的建造物群保存地区
- 歴史的景観保全修景地区
- 界わい景観整備地区
- 風致地区
- 借景範囲(三山山裾から約2.5km圏)
- 一級河川

概況

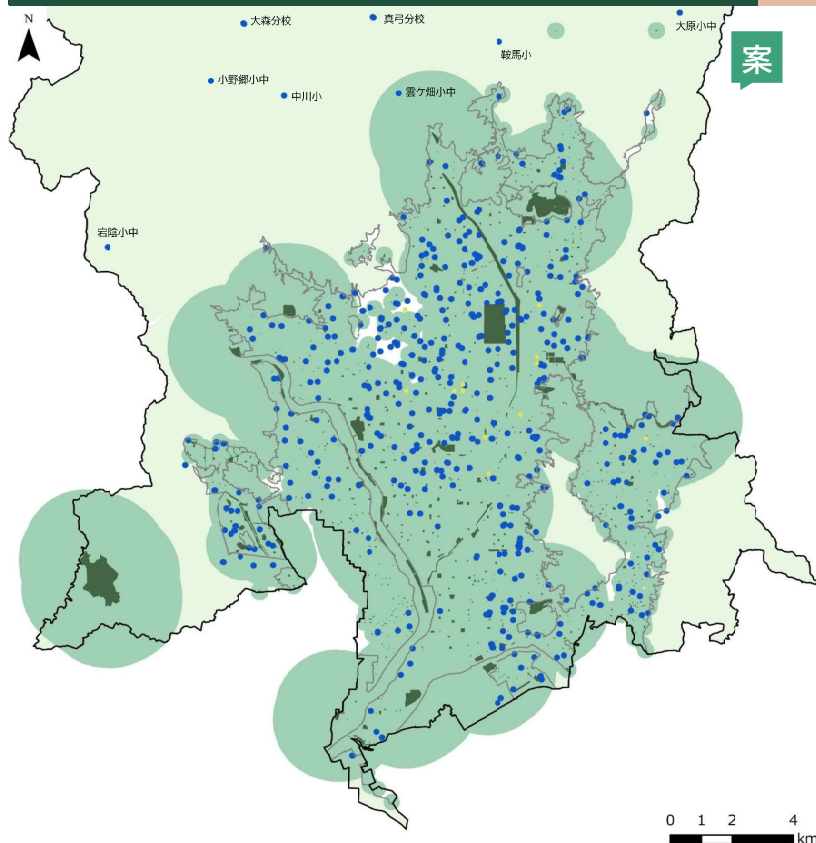
- 市街地北部や山すそには社寺や庭園が多く位置し、みどりの文化が充実している
- 三山の眺望は、市街地の広範囲において借景となっている

*「国土数値情報(都市地域データ、河川データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>) を元に京都市作成

22

みどりの展望② 平面図

安心なくらし



案

関連するみどりのはたらき

防災・減災

居場所・交流

暑さ緩和

遊び・スポーツ

癒し・憩い

学び・はぐくみ

みどりのレイヤー(凡例)

都市公園

都市公園利用範囲 (参考: 都市公園法運用指針)

学校

雨庭整備箇所

概況

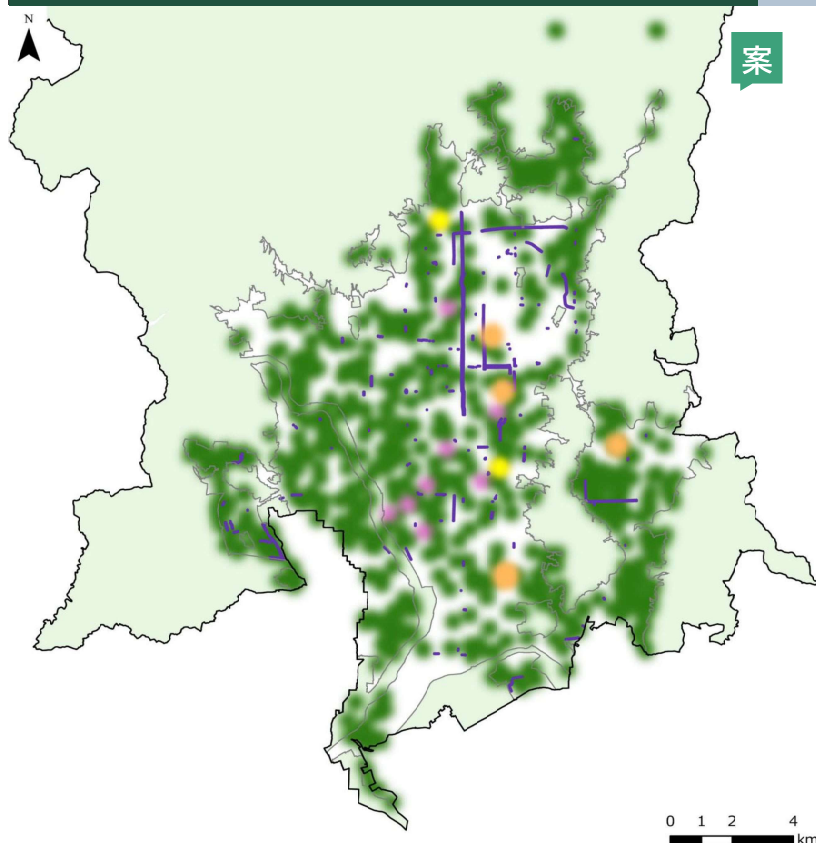
- 市街地には公園、学校が満遍なく分布している

*「国土数値情報(都市地域データ)」「学校データ」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P29-2023.html>) を元に京都市作成

23

みどりの展望② 平面図

みどりとひとの輪



案

ひとのはたらき

創造

継承

みどりのレイヤー(凡例)

Park-UP事業活用公園

Park-PFI制度活用公園

健康づくりサポーター活動公園

公園愛護協力会活動公園

街路樹サポーター活動範囲

※森林・農地に関わるボランティアも今後追加予定

概況

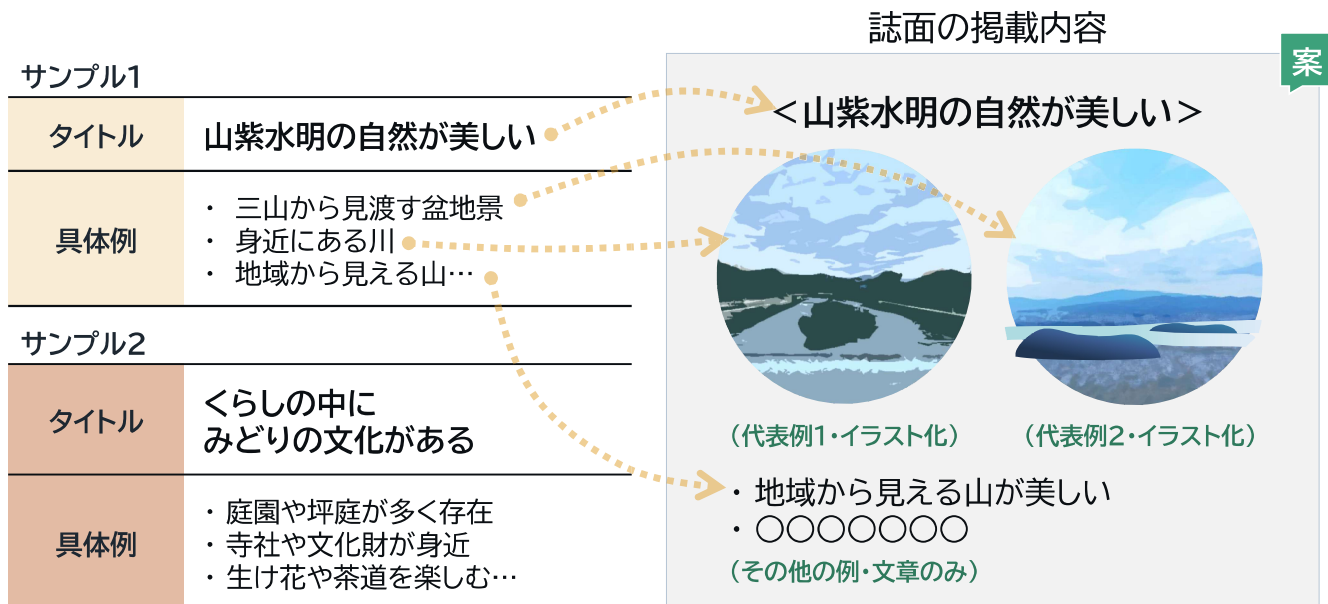
- 市街地内の多くのエリアで、緑に関するボランティアによる活動が行われている

*「国土数値情報(都市地域データ)」「国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>)」を元に京都市作成

24

イラストは、理想とするまちやくらしの姿を、具体的に・わかりやすく示す図とする

類似の具体例をグループ化してタイトルをつけ、代表的な例をイラスト化する



25

目次

スケジュール

計画の概要

計画のフレーム

みどりのはたらき

みどりの展望

施策の方向性

指標

素案全体

決定事項

下案の決定

案

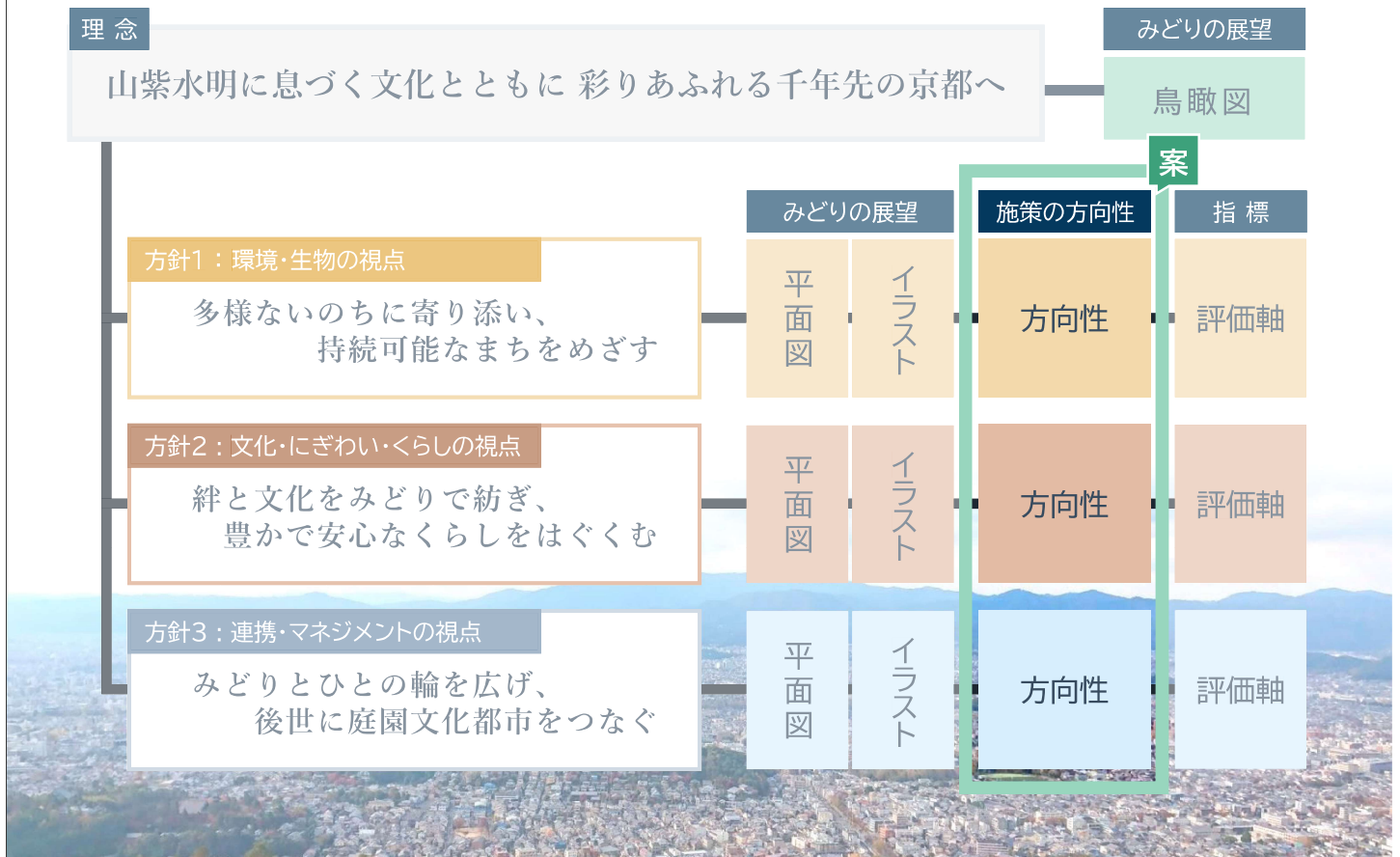
案

案

案

26

計画のフレーム



施策の方向性

全体像

3つの視点を継承した7つの施策の方向性を立て、それぞれの方向性を一文で示す



案

施策の方向性

①・②(案文)

方針1：環境・生物の視点

多様ないのちに寄り添い、持続可能なまちをめざす

生物種の多さだけでなく、遺伝子や生態系の多様性や個性、つながりまで含める

気候変動が引き起こす問題に向き合い、国際的に求められる責務を果たす都市

保全・回復への積極性や、自然共生の意識を醸成していく

より良い状態を求めていく

仮決定済

施策の方向性① 環境

持続可能な都市の基盤となるみどりを守り育てる

これまでの取組

自然的景観の保全(地域制緑地)、健全な森林の維持、公園樹木・街路樹の育成管理、河川の維持管理、農地の保全…

案

みどりのはたらき

都市基盤

大気・水質

CO₂吸収源

施策の方向性② 生物

生物多様性の保全・回復につながるみどりを守り育てる

これまでの取組

みどりのネットワーク強化、生物生息に配慮した農林業・川づくり、良好な森林の育成、公園緑地の保全…

案

生物生息空間
(一般的な生きもの)
(希少な生きもの)

29

施策の方向性

③・④・⑤(案文)

方針2：文化・にぎわい・くらしの視点

絆と文化をみどりで紡ぎ、豊かで安心なくらしをはぐくむ

自治の風土に代表される、地域のくらしの中で生まれる人のつながり

地域の誇りとして「絆と文化」を次世代に伝え、より強くしていく

大切にされてきたものを、より大きく育てていく

みどりがまちの風情やシンボルとなる

災害に強く、経済、文化、幸福感等の多面的な豊かさがある

仮決定済

施策の方向性③ 文化

京都に息づく文化や風情を支えるみどりを形成する

これまでの取組

農林業の振興、文化財の保存・活用、里地里山の保全、水文化の継承…

案

みどりのはたらき

歴史・文化

景観・風情

施策の方向性④ にぎわい

都市の活力やシンボルとなり人を引き付けるみどりを形成する

これまでの取組

市街地景観や巨樹名木の保全、みどりの魅力向上、国内外への情報発信…

案

経済・活力

営み・生業

施策の方向性⑤ くらし

安心安全で心と体のすこやかさに貢献するみどりを形成する

これまでの取組

災害に強い森・川づくり、雨庭整備、スポーツ環境の整備…

案

防災・減災
暑さ緩和
癒し・憩い
居場所・交流
遊び・スポーツ
学び・はぐくみ

30

方針3：連携・マネジメントの視点

みどりとひとの輪を広げ、後世に庭園文化都市をつなぐ

仮決定済

みどりとそこに集う多様な属性の人々
(企業、教育機関、行政等)が織りなすつながり

多様な庭園が数多く存在する稀有な都市であり、
加えてその文化や技術が身近な暮らしに息づいている

より多く、様々な「みどり」と「ひと」を巻き込んでいく

誇るべき財産を守り伝えていく

施策の方向性⑥ 連携

多様な主体との連携によりみどりの質を高める

案

これまでの
取組

多様なみどりの担い手の確保・育成・支援、有識者との連携による
調査・研究…

ひとのはたらき

創 造

施策の方向性⑦ マネジメント

世界に誇る造園力を活かしみどりの質を高める

案

これまでの
取組

造園力を活かしたみどりの維持形成(公園、街路樹、雨庭)、
庭園の保存・継承・活用…

継 承

31

目次

スケジュール

計画の概要

計画のフレーム

みどりのはたらき

みどりの展望

案

施策の方向性

案

指標

案

素案全体

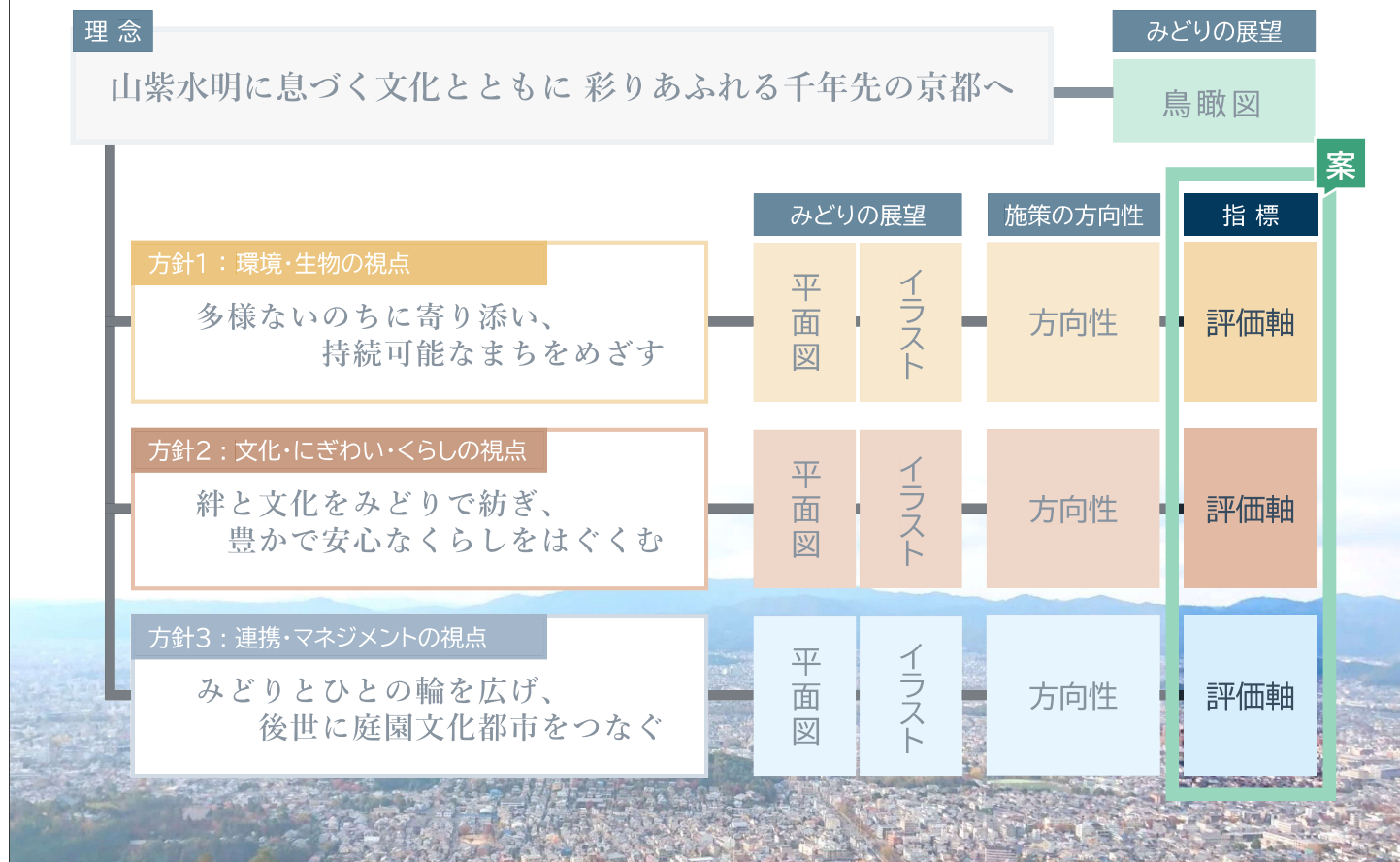
案

決定事項

下案の決定

32

計画のフレーム



指標

全体像

京都市のみどりの総合評価指標を、レーダーチャート形式で表現する

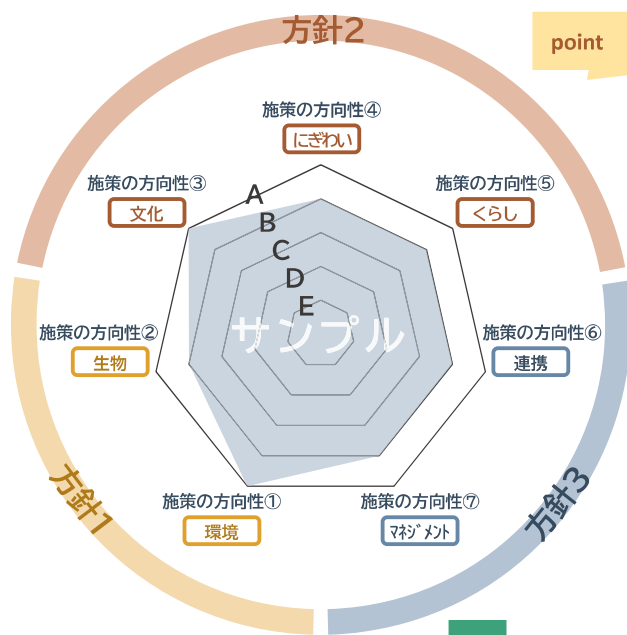


図. レーダーチャート

案

グラフの軸	「施策の方向性①～⑦」(7軸) … 理念・方針と評価とのつながりがイメージしやすい
軸の尺度	「A」～「E」の5段階評価 … 前向きに取り組めるよう、あえて端的な尺度とする
運用方法	- 定期的に評価を行う (市民アンケート等を集計) - 京都市都市緑化審議会に報告・HPで公表 … チャート形状を良好なバランスにするとともに可能な限り最大化することを目指す

point 京都方式
あらゆるみどり／総合的・多角的評価／質の向上に重点

分かりやすさの観点から、7つの軸で共通の指標構成とする

方針 1/2/3

施策の方向性X ○○

評価軸X ○○

主体	区分	指標内容
行政	量	① ○○に関する行政の取組実態 例 ○○に配慮したみどりの取組を1つ以上行った。
行政	質	② 行政の取組による○○の質の向上 例 取組の結果、高い社会的波及効果が見られた。
市民	成果指標	③ ○○に関する生活の中での実感 例 ○○についてくらしの中で日常的に感じる
市民	成果指標	④ ○○の質の向上につながる市民の行動 例 ○○に関するイベントや活動に参加した(年1回以上)

案

4項目の総合点
により、A～Eの
5段階評価を実施

計画のフレーム(まとめ)

理念

山紫水明に息づく文化とともに 彩りあふれる千年先の京都へ

みどりの展望

鳥瞰図

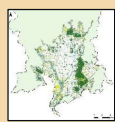


方針1：環境・生物の視点

多様ないのちに寄り添い、
持続可能なまちをめざす

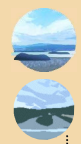
みどりの展望

平面図



持続可能なまち

イラスト



施策の方向性

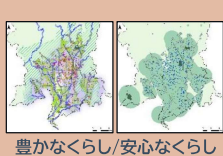
- ①環境 持続可能な都市の基盤となる
みどりを守り育てる
- ②生物 生物多様性の保全・回復に
つながるみどりを守り育てる

指標

方針2：文化・にぎわい・くらしの視点

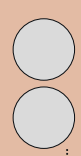
絆と文化をみどりで紡ぎ、
豊かで安心な暮らしをはぐくむ

平面図



豊かなくらし/安心なくらし

イラスト

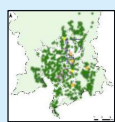


- ③文化 京都に息づく文化や風情を
支えるみどりを形成する
- ④にぎわい 都市の活力やシンボルと
なり人を引き付けるみどりを形成する
- ⑤くらし 安心安全で心と体のすこやかさ
に貢献するみどりを形成する

方針3：連携・マネジメントの視点

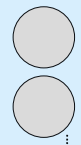
みどりとひとの輪を広げ、
後世に庭園文化都市をつなぐ

平面図



みどりとひとの輪

イラスト



- ⑥連携 多様な主体との連携により
みどりの質を高める
- ⑦マネジメント 世界に誇る造園力を
活かしてみどりの質を高める

目次

スケジュール

計画の概要

計画のフレーム

みどりのはたらき

みどりの展望

施策の方向性

指標

素案全体

決定事項

下案の決定

案

案

案

案

37

素案全体

章	章タイトルと内容
1	理念 … 初めに理念とメッセージを提示
2	山紫水明に 息づく文化 … 京都市の 様々なみどりの 豊かさ・魅力を、 写真を中心に紹介
3	彩りあふれる 千年先の京都へ … 三つの方針を示す
4	メッセージ … 市民、企業等向けの メッセージを提示
5	各論 (それぞれの みどりの方向性) … 各みどりにおける 施策の方向性を示す
6	計画の概要 … 計画の位置づけ等 を示す
	資料集・写真集 … 用語の解説、 文献リスト等 +写真・図

案

写真や余白を多く用いて読みやすさに
重点を置き、従来の「概要版」の機能も兼ねる

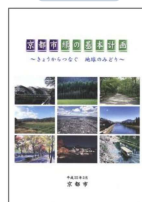
魅力発信パート【前半】

法定事項を網羅し、従来の「全文版」
や政策根拠として機能する

各論パート【後半】

point タイトルは
理念を表すものに

表紙



(現行計画 表紙)



(次期計画イメージ)

理念



(現行計画 p34)

point 前置きなしで本題から
入ることで取っつきやすく



(次期計画イメージ)

point 一般の方にもなじみ深い、書籍のような体裁に

方針



(現行計画 p36)



(次期計画イメージ)

各論



(現行計画 p60)



(次期計画イメージ)

38

資料は以上となります。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

制定 平成25年11月15日 条例第49号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第 7 条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1)～(10) (略)

(関係条例の一部改正)

3, 4 (略)

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第 2 項各号（第 7 号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	(略)	(略)

(委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

7 (略)

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
(略)	(略)	(略)	(略)
京都市都市緑化審議会	本市の都市緑化，公園及び緑地に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	15人以内	2 年
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

○京都市都市緑化審議会規則

平成25年11月15日

規則第105号

京都市都市緑化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市都市緑化審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第3条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任し

ないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の審議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に審議会の会長又は副会長として定められ、又は指名されたものとみなす。

都市緑地法(抄)

昭和四十八年法律第七十二号

令和六年五月二十九日施行(令和六年法律第四十号による改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の任務等)

第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たつて、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

3 この法律において「首都圏近郊緑地保全区域」とは、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号。以下「首都圏保全法」という。)第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

4 この法律において「近畿圏近郊緑地保全区域」とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号。以下「近畿圏保全法」という。)第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

三 地方公共団体の設置に係る都市公園(都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。第五項において同じ。)の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの

イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ロ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定(次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。)に基づく緑地の管理に関する事項

ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約(次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。)に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

五 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区(次号において単に「生産緑地地区」という。)内の緑地の保全に関する事項

六 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

七 緑化地域における緑化の推進に関する事項

八 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

3 基本計画は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六条第一項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

4 市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 市町村は、基本計画に第二項第三号に掲げる事項(都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針に係るものに限る。)を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

6 町村は、基本計画に第二項第四号イに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

7 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(後略)